

第1回福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会会議録

1. 開催日 平成20年12月18日(木) 13時30分～15時30分
2. 場所 福井県自治会館2階203研修室
3. 出席者 別紙のとおり(委員9名)
事務局1名
4. あいさつ 連合会事務局長
5. 協議事項
 - (1) 中期経営計画策定の基本的な考え方について(素案)
 - (2) 中期経営計画策定スケジュール(案)について
 - (3) その他

<質疑応答>

- 委員) 複式簿記の導入とあるが、今現在は単式簿記でシステムを導入するということか。
- 議長) 今後複式簿記の導入に向けて検討をしていくということで、21年度中に導入するというわけではない。
- 委員) 後期高齢者医療広域連合の審査支払手数料は、福井は108円、愛知は84円、最大必要経費を件数で割ると金額がでてくる。レセプトの件数が多ければ多いほど単価が安くなる。経費の積算の基準というのはあるのか。
- 事務局) 連合会の手数料というのは制度発足当初は経費に係る件数で割り戻した単価でお示ししている。いったん定めた単価を見直すことなく来ている状況です、積算根拠というのはないに等しい状況であるが、見直しをしていく中で明確にしていくことが必要であると思っている。その算出に関して、どこまで厳密にやるのかというふうに考えています。現在、単式簿記で経理をしているが、複式簿記の中でしていく必要があるといわれている。23年度からのオンライン化にむけて手数料の見直しが必要ということですので、現状の積算の根拠をお示ししながら単価を7月にむけでお示しできるように検討したいと思っています。
- 委員) 例えば、文書管理システム導入というのは、クライアントやサーバの更新でかなりの費用がかかると思われる。導入するコストが保険者への審査支払手数料に跳ね返ってくるということになり、検討の結果、高コストが手数料を押し上げるという結論になった場合は最終的にNoという判断にもなる。最終的に5年後に効率化ができて、労働時間が短縮できて保険者に還元できるという方向にいくならよいが、「文書管理システムの導入」という項目だけでは判断でき

ない。導入ありき、というなら当初数千万円規模の費用がかかるのではないか。導入に向け検討し、経費がどれくらいで、審査手数料にこれくらい跳ね返るとい
うことを検討して、導入する、しないの判断になると思います。

委員) 中期経営計画の位置づけがまだはっきり見えない。いままでこういう事業を
やってきましたが、こういう状況なので保険者の共同体である国保連がこうい
う方向に進みますよということを示す経営計画なのか、これまでその場の状況
に応じてやってきたが、やはり5年後ぐらいをみすえておこなきゃいけないと
いう計画なのか。それについて、検討課題はいろいろあるが、実際導入するか
しないかはわからないが、これはやっていける、これは盛り込んでいきましょ
う、これは何年後にしましょう。そういうふうな計画なのでしょうか。この検
討項目全部やるのは時間計算をやらなければならないと思います。まず形を作
りましょう、というものなのか。

議長) いくつかの連合会で策定していますが、計画に則って何年先を見据えて動い
ているようです。福井県には今までありませんでした。福井県については手数料
などについては要求があれば見直すという形でやってきました。連合会自身
も厳しい状況がありますが、何が適正かというのが保険者に見えるようにして
おこななければならないと考えています。現状と課題については次回にお示し
させていただきますが、今回は基本的な考え方についてのみお示ししました。今
の時点で思いつくものを盛り込んでおりますので、これをすべて導入するとい
うものではありません。現状と課題が見えない中では難しいとは思いますが、
この項目をふくめて皆さんに必要な不必要をご検討いただきたいと思いま

委員) 一応すべての項目についてやるつもりで検討するということですね。

議長) そうです。

委員) 場合によってはやれないこともあるということでもいいですね。

議長) 何年度から導入するとう形でご検討いただきたい。たとえば複式簿記につ
いては23年度には導入するようというような話が国から聞こえてきていますの
で、それまでにどういう風に導入していくかについてお示しできればと思いま
す。

委員) ○○委員がいわれたように、これらの検討項目の導入については、財政的な
面からみると審査手数料が財源になってくるのですね。そうすると審査手数料
のスケジュールがもっと後に来るべきではないのか。審査支払手数料を決めて
しまったからこの事業はできないとかということにならないのか。

事務局) 審査支払手数料のみ切り離して検討しようと思っております。保険者と連合会
の間に手数料が一つしかないというのであれば、そうなりますが、審査支払手

数料については62円81銭と108円が適正かどうかということを検討していただき、その後他の手数料等の検討をと考えていました。

委員) 国保連の財政は審査支払手数料でやっているのではないのか。

事務局) 手数料と負担金の2種類です。負担金は1千万円ぐらいで審査支払手数料は数億いただいております、その他に共同処理手数料等事業ごとにいただいております。大きくは審査支払手数料です。

委員) そうすると共同処理は共同処理に係る経費ということですね。審査支払手数料でその他諸々を全部賄っていかなければならないのですね。

事務局) そう思っただけで結構です。

委員) そうすると、さきに事業を決めて、手数料をどうするかという話になるのではないのか。

委員) 複式簿記は23年度からという話がありましたが、どうしてもやらなければならないと決められたものはあるのか。そうすると必然的にやらなければいけないものと、余裕があればしてもいい、望ましいという項目もあると思われる。今後どういう風に行くかという方向性を示してもらって、資料をみて論議していけばよいのかと思う。

委員) 現状がよく見えない。現状と課題がまず必要ではないか。自治体の基本構想のようなものや、上部団体が定めるようなものはないのか。

委員) 自治体でいうと基本構想のもとに実施計画があるが、基本となるものはあるのか。

議長) 連合会の基本計画は理事会、総会において決めている。

委員) 法律に基づいて設置されている団体ではないのか。

事務局) 国民健康保険団体連合会の設立は国民健康保険法に基づいている。

委員) 国保中央会はどうなっている。

事務局) 国保中央会についてはない。

委員) その法律に基づいて連合会の業務としてどうするかが書かれているのではないのか。

事務局) 国民健康保険法には国保連合会についてはその位置づけが書かれており、事業等については厚生労働省が示す国保連合会規約の準則に示されている。規約に基づき事業を行っているという状況です。その規約は理事会、総会で議決するものとしています。

委員) 自治体でいうところの基本構想ということか、そうすると細部まで細かくつくるのはどうか。

委員) 基本構想というよりは実施計画に近いものを想定しているのでしょうか。

議長) 連合会によって作り方はそれぞれあるが、置かれている状況は似ている中で、規模や地域性の差はありますが、以前から作っているところや、福井県のようにここにきて初めて作成するといったところもあります。他県の状況を参考にしながら模索しているところですが、今の段階であげられるだけのものを本日はあげております。これ以外にも検討しなければいけないものがあるかもしれないとも思っています。

委員) 計画自体は定めなければいけないというものなのか。

議長) 計画自体は義務付けられてはいない。こういう時代ですので無計画ではなく、根拠を示しながら手数料や、事業計画などを作っていくと考えています。

委員) 愛知県のレセプトの審査支払を受けることは可能なのか。

委員) 愛知県に審査委託することは可能なのか。

事務局) どの県の連合会に委託することもできる。先の規制緩和論議の中で、保険者は支払基金、国保連合会のどちらにも委託できること、国保連合会については他県の連合会にも委託可能になった。

委員) 実例はあるのか。

委員) 被用者保険分であると聞いている。

事務局) 一部の保険者で調剤の審査を基金に委託しない例がある。一時審査を委託しないで、保険者に直接請求して、2次審査のときに中立的な機関である支払基金の1件あたり2百数十円の審査委託手数料を支払って審査の委託をしている。

委員) 全国には47以上の審査機関があるということか。

事務局) 審査機関としては全国に47都道府県に国保連合会、支払基金都道府県支部の2つずつがある。審査機関として増えてはいないが、保険者が自ら審査することが原則であるのでそういう例はあると思われま。

委員) 審査委託が自由になると経営難に陥る連合会があるのではないか。

事務局) 保険者が設立した団体であるのは、変わりません。保険者さんの意向を聞きながら連合会運営をやっていくということでは今のところ倒産する連合会というのではない。国保保険者の県単位での保険者化というのは構想としてあります。今現在実施しています保険財政共同安定化事業の設定額を30万円としており、お財布を1つにしているのですが、その額を外してしまえば県単位の保険者に近くなります。

委員) 「開かれた国保連合会」というのは保険者に対して“開かれた”連合会ということか。こういった場を設けることが“開かれた”ということなのか。

事務局) いろんな時期にこういった場を設けご意見を伺ってきておりますが、情報の提供等をさせていただいております。

委員) 保険者としては法律に即して仕事をしておりますので、どうしてもやらなければいけないものっていうのがある。義務付けられた仕事以外でどういった形の中期経営計画を作っていけばよいのかがわからない。私ども役割としては、さきほどからお話出ていますが、手数料についていえば積み上げられた手数料の算定根拠の額について適正かどうか判断させていただければよいのか。

事務局) 決め方や額などが方向性としてよいのかどうか。競争の時代に連合会という団体にどういう仕事をしてもらうのがよいのかというのをご意見としていただければよいと考えています。それを連合会として取り組めるのかどうかを協議していきたいと考えています。

委員) 今の国保連合会は個人情報保護、セキュリティポリシーの部分に関しては、非常に堅固なものになっていると思います。しかし、“開かれた国保連合会”とありますし、保護だけではなく、情報公開ということにも目を向ける必要があるのではないかと。

資料の請求があれば、入札結果なども公開しなければならないのではないかと。どこまで公開するのかなどを検討する必要があるのではないかと。いま遡上にあげられようとしている項目だけでも十分過ぎるほどで、審査支払など基幹業務に支障を来たさないだろうかとこの心配をするくらいですが。やはり主旨として“開かれた国保連合会”というには情報公開を入れるべきではないですか。

事務局) 国保連合会においては個人情報に関する公開の規程は設けています。が公開できる個人情報は限られていると考えています。その他の医療費関係情報は基本的に市町のデータを保管しているという状況です。

委員) 採点の結果何点でしたというように採用試験の結果などは公開しているのか。県は公開している。そういった情報を公開しないと“開かれた国保連合会”にはならないのではないかと。

事務局) それは一次試験の結果のみの公開ということでしょうか。最終的に何点足りなかったですよというようなことは公開指定がないのですよね。

委員) いえ、最終的に何点およびませんでしたというように公開している。全て点数化していますので県の人事課に公開請求すれば公開されます。

委員) 国保連合会は赤字じゃないとおもっているが、連合会に15の会計があって、黒字が続いていると思うが、いったい連合会にはいくらたまっているのか。どこで公開されているのか。

事務局) そこで基金の見直しという必要になってくると思います。

委員) そういった情報を公開して、開かれた国保連合会を目指すのではないかと。

事務局) それで手数料の算定根拠を明確ではないので、そういったことを明確にして

いこうということです。

委員) これだけの額が必要ですよということを盛り込まなければいけないのではないか。セキュリティポリシーの反面、情報公開をしていかなければならないではないか。

議長) 採用試験の結果だけでいえば、そこまで求められていないというのが現状です。

委員) 連合会は議員もいないし、一般人も来ないので、閉ざされてしまっている。井の中の蛙になっている。外の声が入らないというのが現状ではないか。

議長) だから皆さんの声を聞く場としてこういう場を設けたわけです。

委員) チェック機関としては担当課長協議会しかないわけですよ。入札なんかもしているわけでしょ？

事務局) 入札しております。機器更改ですとか高額なものについては実施しております。

委員) そういった結果を、後期高齢者広域連合なんかは公開している。だから連合会はまで開かれていない、ということになる。

事務局) それに向けて動こうとしています。

委員) 情報公開についてはもっとしていかなければならないのではないか。

委員) しかし、この項目以外に情報公開まで加わると大変になるのでは。公開でも、文書ごとのランクをつけることを作っていかなければならない。そういうものはあるのか。

事務局) 公開非公開の定めはありません。

委員) 起案文書の公開、入札記録の公開など、開示非開示の線引きを定めておく必要がある。〇〇市でもこの文書管理の部分だけでも1年はかかっている。

議長) 国保連合会においては文書ファイル管理簿の整備すら出来ていない現状ですので、今取り掛かっているように総務に指示をしたところです。

委員) 発出文書の誤りがあるようだが、もう既に事務局の手が足りてないのではないのか。その辺が手一杯だとすると、本末転倒になりかねないのでは。

委員) この経営計画は、自治体でいうと、項目ごとに実施計画、実施要領を作らなければならぬ、とすると大変なボリュームになる。これは基本的な考え方(素案)で作っておくものという認識でおればよいか。毎年、基金をどうしよう、手数料をどうしようという単発的に検討をするのではなく、5年後を見通してつくりましょうということで理解してよいか。“開かれた国保連合会”というのは関係者だけでは物事を決めているのではなくて、こういった方向性でやっていますよ、この経営計画は公開しますよ、というような解釈でよろしいか。こ

の20項目ほどの実施計画を全て作成し実行していくとなると相当大変になりますよ。

議長) 大変ですが、みなさんの要望を入れ盛り込んだ形での計画になっていると思っています。順番に項目についてお示ししながら検討していきたいと考えています。

委員) 事務局は何人いるのか。

議長) 事務局は企画主査以上を基本に主任を数名入れた形で14名～17名ぐらいで想定しています。

委員) ○○市の場合文書管理で9つに分類している。そのしたに4分類。大中小、細分類、文書名という形になっている。この形にするところから考えていかなければならない。文書管理ひとつとってもこれだけ大変です。どういう風にやっていくかはやり方ですが、完成は3年後というように作るべきと考えます。

議長) そのようにしたいと考えています。例えば複式簿記の導入についてはすぐに導入するというのではなく、導入にむけてどう取り組んで行く、研修を行い、科目の変更をするというような工程を考えて提示させていただきます。

委員) その裏づけとして財政がついてくることになる。3年後に文書管理システムの導入にはその前の2年間で必要な作業というのが積算しなければならない。

委員) たとえば文書管理システムでいうと、導入するまえに準備段階で5年くらいまえに準備するのです。目途がついてから導入の計画をするという段取りをします。これらの検討項目すべてに1年間でどうするというのをまとめようというのは大変なことだと思います。大きく方向性の計画を立て、その下に実施計画を作成するようにしないと1年間という期間ではでは絵に描いたものになってしまうのではと思います。

議長) 職員定数ですとか手数料などは具体的に詰めなければいけないもの、また大きく将来的にこのようにしていきましようというように抽象的なものがあると思いますので、項目全てに同じ比重をかけるものではないと思っています。本日の提出したものはあくまで素案ですので、現状と課題の分析を行って、具体的に検討が必要なものそうでないものの判断をしていくと思っています。また制度も変化していくと思われまますので、策定後も見直しを何度もかけながら、時勢に合わせて計画の変更は必要だと思っています。しかし、中でも決めていかなければならないものがあると思っています。

委員) そうすると5年後の計画をすると、その単年度でいくら必要かというのが、例えばリースでいうと債務負担行為を予算書のなかでうたう必要が出てきますね。

事務局) 国保連合会では現在はリース契約という形態はとっていません。ただ複式簿記を導入した際は、そちらのほうが良いとなる可能性がありますので、検討が必要なことだと思っています。いまはまだ機器の購入に関しては積立金を取り崩して購入をしています。今までは債務負担行為をしたことはありません。厳密にいうとコピー機なんかはリースですが。

委員) コピー機なんかは債務負担行為の対象から外されましたか。

委員) 数年前に対象外になりました。

委員) やはり〇〇委員が言われるように。検討項目ごとに実施計画を作って計画をしないといけないですね。

委員) われわれ策定委員会にはどの程度まで求められているのかがわからない。この段階では事務局として方向性は見出してあるのですか。出ているのでしょうか。

委員) 事務局の案をたたき台として検討することでよいと考えているが。

委員) 事務局案について、どう思うかというようなことでよいのか。そのあたりでないとわれわれも出来ないと思うが。

議長) 事務局案について、ご検討いただくということではよいと考えていますが、〇〇委員はその検討を事務局だけでやれるのかということをおっしゃったのですね。

委員) 事務局案に対して策定委員から意見を言わせてもらうという形で無いと、5回の委員会や1年間という期間ではとても出来ないと思います。そのうち組織がどうなるかという話にもなってしまうでしょう。

委員) 20の保険者で部会を作って検討するのも良いのでは。

委員) 市町の職員を参画させるのもひとつの手段ですね。後期高齢者広域連合は各部会を設置し1年間かけて20数回部会を開いたと聞いている。

委員) 後期高齢に移行したのは保険者の実務の部分であったので出来たのではないか。

委員) 国保連の業務に関しては全く分からなかったのが、最近やっと分かったような状況なので、保険者からは分からない部分も多い。今回の検討項目には保険者の財政分析支援という項目もあったようだが。

委員) これから実施できるような人材育成を考えますということでしょう。

議長) それが出来るといふ職員を養成していかなければならないと考えています。

委員) それにはどうしたらよいかということですね。

委員) そうすると方法論と財政的な問題がついてくる。計画があれば費用が必要になってくる。ゼロ予算というようなものはない。手数料が検討項目に入ってくる

る。1年間でやっていくのは大変ですね。他の連合会ではどうなのですか。

委員) 開かれた国保連合会というのは方向性を示すということではないのですか。

事務局) 他都道府県の連合会の状況は、46都道府県中、作成19、検討15、予定なし12となっています。

委員) どんなものかみたいですね。

事務局) 愛知県の作成したものを参考に配布いたします。

委員) セキュリティはもう十分確保されているのではないですか。外部認証制度というのは何ですか。

事務局) PマークですとかISMSとかを指しています。

委員) そうすると1年間はかかりますね。

事務局) ISMSまではどうかと思っております。

委員) 職員定数についての規定はあるのですか。

議長) 規定はありますが、いまの定数を今後の事業をふまえて、どうしていくのが良いかを5年間で細かく計画を立てたいと考えています。

委員) 規定があるのなら増やすとか減らすとかを見直すということによいのですね。適正かどうかを検証しますという書くことで計画書という形にはなりますね。

議長) そうですが、たとえば職員定数ですとこの5年間の事業計画の中でどれくらい必要なのか、定数を40人にして現状34人からどう増やしていくのかというような計画をたてなければと思っております。

委員) そうすれば比較的やりやすいですね。何にもないところから計画を立てるわけではないのならあるものを見直していくということができますね。

委員) 他県のものを参考につくるのならより良いものを作らないと意味がない。

事務局) 5年間ですべてをやろうというわけではなくて、5年間でどういうようにしていくかということを決めて、割り振れるものについては割り振っていく。検討項目として残していくものもあってよいと思っております。項目ごとにこんな風に思いますというものをお示ししますので、その中でこんな言い方はおかしいとか、もっとこういうことをやるべきといったような意見を言っていただければと思います。事務局として考えていることもあります。言われてみてはじめて気づくものもありますから、こういう場で言っていただきたいと思えます。

委員) こういう策定委員会は事務局案を事前に提示していただいて、事前に読み込んでこういう会議でいろいろ指摘をするような形だと4、5回で収まると思います。さあどうでしょうって言われるとどうしようもないので。

事務局) 事務局案を事前に示してそれに対してこの委員会の場で意見を言っていただ

けるような形を考えています。

委員) 私たちが判断できるような形で示していただけるのでしょうか。それに対して委員として勉強してこななければいけないようにはならないですね。

事務局) そうです。

委員) 専門的なことばや難しい言葉には計画書の中で注釈をつけていたりすることもありますね。

委員) この計画書を作るのが目的ではないですよ。

事務局) 一番の目的は先ほども話出ましたが23年度からのオンライン化を検証すると、いままで何十年も紙を主体として作業してきたものが大きく変わり、本日素案で示したようなことが問題になってきます。計画策定の一番きっかけとなったのはそこです。

委員) 愛知県は1年で策定したのですか。

議長) 1年かかってないですね。

委員) レセプトオンライン化することで全部変わるのですか。

事務局) 変わると思います。

委員) オンライン化が全部にかかってくるとすれば、それを最初にしなければならないのではないのか。

事務局) 審査体制をはじめとして手数料や人員などすべてにかかってくるね。

委員) 保険者に負担金が増えるということがあるのか。

事務局) 保険者レセプト管理システムというのがあります。これはいま磁気でレセプト情報が連合会に来ます。磁気で来るものを審査までは磁気情報で行っています。今は審査が終わった時点で印刷して保険者に送付しています。連合会の中で磁気情報を管理していきましょうというものです。連合会の中に磁気情報が蓄えられますと、たとえばこの明細書を第三者行為求償になるので探す場合に、今ですと膨大なレセプトの中から探してくることがなくなり、ボタン1つで検索できる。再審査、過誤なんかも保険者からはボタン1つで連合会に処理を委託できる。昨年、特定健診等データ管理システムのために回線を引きました。今は特定健診のデータの授受がメインですが、ゆくゆくはレセプト情報を流し、連合会のサーバを見に来ることで、過誤・再審査などを処理できる。またデータを集計することでの活用も想定しています。

委員) 再審査などで、画面上でここがおかしいといった場合はどう処理するのか。ペンタッチなどか。今の付箋はどうやって貼るのか。

事務局) クリックすると付箋情報が出てきてレセプト情報に加えられるイメージです。

委員) 各医療機関はレセプトの電子化は可能なのですか。

事務局) 診療報酬の省令がでており、平成20年度からは400床にオンライン化が義務付けられています。今後23年度までに段階的に拡大されていくことになっています。診療所等には猶予期間が2年間設けられています。規制改革会議の中ではもっと前倒しすべきだといわれておりますし、日本医師会はそんなことをするとますます医療崩壊が進み、病院の経営が成り立たなくなると言っています。ただ、今現在レセプトを手書きで書かれているところはほとんどなく、医事コンピューターを導入されていますので、レセプトの磁気化はしやすいのかなと思っています。次の機械の更新時に合わせてオンライン請求対応の機器導入ということになるかと想定しています。

委員) 縦覧点検も画面で行うことになるのか。

事務局) 今議論されていますが、処方箋を書いた医療機関コードが入っていないので、今後磁気化することにより、医薬分業で別々になっている、医科と調剤のレセプトの突合ができるようになってくると想定しています。

委員) 縦覧点検を保険者はしなくてもよいのか。

事務局) そこは議論がありまして、連合会が1次審査をしています。明細書は保険者に送りますので、保険者で縦覧していただくこととしています。今後、磁気情報で管理することになった場合、連合会にある情報を一次審査に反映させていけるのか、もしくは連合会はあくまで1次審査をし、保険者が縦覧点検をするというように切り分けて整理するのか。別途、連合会が雇いあげた人間に2次点検をさせていくかというのは計画の中での話になると思います。

委員) 広域連合は今どうしているのか。

事務局) 広域連合が雇いあげた点検専門員がチェックをしています。広域連合が委託をしているということです。

委員) 今は各保険者で委託してやっているが、もし連合会で2次点検をやるといふなら、その委託料はいらぬということになるのか。

事務局) 委託料はどうするのかは議論になりますが、それは1次審査に含まれるだろうという話がでると思いますが、縦覧点検と1次審査は別でしょう。縦覧点検も連合会でやるとすると、別にそれだけのものを雇い入れる必要がありますので別途いただくということになります。

委員) それは大きなことになる。

委員) 縦覧点検を各市町でということになると、担当する人数分ディスプレイをかなり用意しなければいけなくなる。予算の話もあるから、それは早く決めていただきたい。

事務局) 23年度からは保険者にも磁気で渡すことになりますので、そうするとその

段階で縦覧をどうするのかというのは議論になると思います。

委員) それは早く決めてほしい。もし、各市町でとなると部屋が必要になる。わからないことが多いので来年度予算にレセプトデータの磁気化に関する調査研究費を要求したところだ。うちは縦覧のシステムを一昨年作ったところだ。22年度の当初予算に持たなければいけない。

事務局) 早ければ22年の秋には稼働をさせたいと考えています。

委員) 21年中にはどうするのか決めてもらわなければいけない。もし保険者で縦覧をすることになれば、端末の購入は特定健診等データ管理システムの時のように、連合会で一括購入してもらって各保険者は負担金を払うという形が望ましい。端末のOSやアプリの管理なども各保険者でしていくのは難しいし、購入することを財政に説明するのは難しい。連合会からの負担金という形が一番望ましい。

議長) 内部だけでは考えていけない部分もありますので、皆様のご意見伺いながらこの計画を作り上げていきたいと思えます。

委員) 市町組合からみた計画になっているかどうかというチェックをしていくということですね。

委員) 審査支払手数料がどんどん上がっていくばかりでは困りますし、ハードの更新に費用がかかるでしょうから、保険者が耐えられるような負担金にしていただきたい。

委員) 介護保険の機器なんかはちゃんと積み立ててある。

事務局) 基本的には各システムについては介護とおなじように5年6年のスパンで基金を積み立てています。

委員) 機器の開発サイクルが早いのでそういうことも見越して計画を立てていかなければならない。

議長) いろいろとご意見ありがとうございました。

議長) 次回の協議事項については、本日ご説明いたしました、検討項目の他、現状と課題、連合会を取り巻く状況等をご説明させていただきまして、検討項目の追加や削除などのご意見いただき、2月に控えております、市町担当課長協議会の議題として提出させていただきます。2月の理事会総会に計画の最初の考え方を承認いただいで計画を進めていきたいと思えます。

委員) この計画と“開かれた国保連合会”とのどう結びつくのか。タイトルにあるのだから、その点はどうするのか示していただきたい。

議長) これで本日の委員会は終了とさせていただきます。

第1回福井県国民健康保険団体連合会

中期経営計画策定委員会出席者名簿

平成20年12月18日

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------|-----------|---------|-----|
| 福井市保険年金課 | 課 長 | 水 上 昇 一 | |
| 小浜市健康長寿課 | 課 長 | 吉 岡 澄 生 | |
| 大野市市 民 課 | 課 長 | 澤 田 みち代 | |
| 越前市保険年金課 | 課 長 | 小 林 正 通 | |
| 福井食品国民健康保険組合 | 事 務 局 長 | 森 下 孝 憲 | |
| 福井県国民健康保険団体連合会 | 事 務 局 長 | 永 田 和 子 | |
| | 事 務 局 次 長 | 山 岸 豊 | |
| | 審査課課長代理 | 近 江 常 男 | |
| | 総務企画課課長代理 | 竹 澤 芳 郎 | |

| | | | |
|--------------------|-----------------------|---------|--|
| 中期経営計画 策定委員会事務局 | 総務企画課 企画調査グループリーダー | 多 田 信 博 | |
|--------------------|-----------------------|---------|--|